

鹿児島県子ども食堂新規開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもたちに対して、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんなどを提供する「子ども食堂」の取組を県内全域に普及させるため、予算の定めるところにより、新たに「子ども食堂」を開設（以下「補助事業」という。）する者（市町村を除く。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費、補助上限額及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及びこれに対する補助上限額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助事業として採択された事業の経費は、補助対象から除く。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請・実績報告書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請・実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等）

(2) 子ども食堂を開催したことが分かる書類（開催案内の写し、開催時の写真、当日の参加者名簿等）

3 補助金交付申請・実績報告書の提出期限は、補助事業を実施した年度の3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者は、県が示す「子ども食堂開設マニュアル」を活用して子ども食堂を開設すること。

(2) 補助事業者は、子ども食堂の初回開催日までに、子ども食堂アドバイザー派遣事業実施要領に基づく子ども食堂アドバイザーの助言等を得ること。

(3) 補助事業者は、補助金の交付申請までに、子ども食堂を少なくとも2回開催すること。

(4) 補助事業者は、子ども食堂の初回開催日までに、鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱第3の規定により登録を届け出ること。

(5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第5条 知事は、第3条第1項の補助金交付申請・実績報告書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第3号様式によるものとする。

3 前項の請求書は、第3条の補助金交付申請・実績報告書と併せて提出することができるものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第1から別表第6までに掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以後に子ども食堂を開設する者に対して適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に子ども食堂を開設する者に対して適用する。

別表（第2条関係）

補助対象経費		補助上限額	補助率
①	補助事業を実施した年度において補助事業に要した経費（初期経費として必要となる消耗品費、備品購入費、損害賠償保険料、食品衛生管理者養成講習会受講料）	子ども食堂1箇所 当たり130,000円	定額
②	補助事業を実施した年度において子ども食堂に使用する施設等の改修等に要した経費		

(注) 申請回数は、子ども食堂1箇所につき1回のみとする。

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
 団 体
 代表者

年度子ども食堂新規開設支援事業補助金交付申請・実績報告書

年度において下記のとおり子ども食堂を開設したので、補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条、第13条及び第24条並びに鹿児島県子ども食堂新規開設支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象経費の内訳

項目		補助対象経費	積算内訳
開設経費	備品購入費, 消耗品費	円	
	その他	円	
改修費		円	
計		円	

3 実績報告（県登録子ども食堂名： ）

開催年月日	開催場所	参加人数	開催内容
年 月 日		人	
年 月 日		人	

4 関係書類

- (1) 対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等）
- (2) 子ども食堂を2回以上開催したことが分かる書類（開催案内の写し、開催時の写真、当日の参加者名簿等）

第2号様式（第5条様式）

年 月 日

様

鹿児島県知事



年度子ども食堂新規開設支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度子ども食堂新規開設支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
団体名
代表者

年度子ども食堂新規開設支援事業補助金交付請求書

鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により、 年度子ども食堂新規開設支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先
- (1) 金融機関名 _____
- (2) 支 店 名 _____
- (3) 口座種類 普 通 ・ 当 座
- (4) 口座番号 _____
- (5) 口 座 名 (フリガナ)
- (名 義) _____

- (注) 1 振込口座は、活動団体の団体名が入った口座に限ります。
2 通帳を開いた「口座名義人(かたが)と口座番号」が書かれているページの写しを一緒に提出してください。